

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第8号）（教育委員会事務局指導部不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室及び総合教育センター学校統合推進室計画課）

中学校教育の充実及び向上を図るため、次のとおり、中学校を設置し、及び統合することとしました。

1 中学校の設置

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|---------------------------------|
| 京都市立洛風中学校 | 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706番地の3 |

なお、京都市立洛風中学校は、構造改革特別区域法第4条第8項の規定に基づく構造改革特別区域計画の認定を受けて設置されるものであり、不登校の生徒及びこれに類する状態にある生徒を対象とします。

2 中学校の統合

| 統合する中学校の名称 | 統合後の中学校の名称 |
|---|------------|
| 京都市立郁文中学校 京都市立成徳中学校 京都市立尚徳中学校 京都市立皆山中学校 京都市立梅逕中学校 | 京都市立下京中学校 |

上記1の改正は平成16年10月1日から、上記2の改正は平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第8号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|---------------------|------------------|
| 京都市立西京高等学校 附属中学校 | 京都市中京区西ノ京東中合町1番地 |
|---------------------|------------------|

を

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| 京都市立西京高等学校 附属中学校 | 京都市中京区西ノ京東中合町1番地 |
| 京都市立洛風中学校 | 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706番地の3 |

に改める。

第2条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|-----------|------------------------------|
| 京都市立郁文中学校 | 京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51 番地の2 |
|-----------|------------------------------|

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 京都市立成徳中学校 | 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町290番地 |
| 京都市立尚徳中学校 | 京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地 |
| 京都市立皆山中学校 | 京都市下京区下珠数屋町通間之町東入東玉水町296番地 |
| 京都市立梅逕中学校 | 京都市下京区大宮通八条上る3丁目東側垣ケ内町248番地 |

を

| | |
|-----------|-------------------------|
| 京都市立下京中学校 | 京都市下京区楊梅通新町東入蛭子町120番地の1 |
|-----------|-------------------------|

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成16年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部不登校生徒学習支援特区中学校
開設準備室及び総合教育センター学校統合推進室計画課)